

令和7年第1回津南町議会定例会会議録 (3月3日)

招集告示年月日		令和7年2月17日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年2月27日 午前10時00分			閉会	令和7年3月14日 午後2時03分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野 徹	応・出	
	5番	久保田 等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田 稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田 昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長	村山 詳吾	○	
	教育長	島田敏夫	○	DMO推進室長	石沢久和	○	
	農業委員長	藤ノ木 稔		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	欠	ジオパーク推進室長	五十嵐 誠	○	
	福祉保健課長	野崎 健	○	会計管理者	鈴木真臣	○	
	税務町民課長	小島孝之	○	病院事務長	小林 武	○	
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	太田 一規		
会議録署名議員		2番	滝沢 萌子	7番	風巻 光明		

〔付議事件〕 （3月3日）

日程第1	承認第1号	専決処分の承認について（令和6年度津南町一般会計補正予算（第15号））
日程第2	承認第2号	専決処分の承認について（令和6年度津南町一般会計補正予算（第16号））
日程第3	同意第1号	津南町教育委員会委員任命の同意について
日程第4	同意第2号	監査委員の選任同意について
日程第5	議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	津南町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6		刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
日程第7		津南町空家等の適切な管理に関する条例の制定について
日程第8		津南町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第9	議案第7号	津南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第8号	津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第9号	津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第10号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第13	議案第11号 議案第12号 議案第16号 議案第17号	津南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14		津南町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15		津南町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16		津南町貸農園宿泊施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第13号 議案第14号	津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第18		津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第19	議案第15号	津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第18号	津南町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | | |
|-------|--------|--|--------------------------------------|
| 日程第21 | 議案第19号 | 津南町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定
について | |
| 日程第22 | 議案第20号 | 津南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について | |
| 日程第23 | 議案第21号 | 令和6年度津南町一般会計補正予算（第17号） | |
| 日程第24 | | 議案第22号 | 令和6年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第25 | | 議案第23号 | 令和6年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第26 | | 議案第24号 | 令和6年度津南町簡易水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第27 | | 議案第25号 | 令和6年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算
（第2号） |
| 日程第28 | | 議案第26号 | 令和6年度津南町農業集落排水事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第29 | | 議案第27号 | 財政調整基金の処分について |
| 日程第30 | | 議案第28号 | 津南町減債基金の処分について |
| 日程第31 | | 議案第29号 | 津南町簡易水道事業運営基金の処分について |
| 日程第32 | | 議案第30号 | 令和7年度津南町一般会計予算 |
| 日程第33 | | 議案第31号 | 令和7年度津南町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第34 | | 議案第32号 | 令和7年度津南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第35 | | 議案第33号 | 令和7年度津南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第36 | | 議案第34号 | 令和7年度津南町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第37 | | 議案第35号 | 令和7年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計予算 |
| 日程第38 | | 議案第36号 | 令和7年度津南町農業集落排水事業会計予算 |
| 日程第39 | | 議案第37号 | 令和7年度津南町病院事業会計予算 |

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

承認第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度津南町一般会計補正予算（第 15 号））

議長（恩田 稔）

承認第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第 1 号につきましては、1 月末からの豪雪と、それに伴い災害救助法が適用されたことから、除雪費等を早急に措置する必要があり、所要額の補正について、2 月 10 日付けで専決処分をしたものでございます。

主なものを申し上げます。

総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、役場暖房用ボイラーが故障したことから暖房用ストーブを設置したことによる灯油燃料費及びストーブ等借上料の増、ニュー・グリーンピア津南の落雪による修繕料の増、雪捨て場設置による管理委託料の増、公共施設を含め緊急に除雪対応が必要になった際の除排雪委託料の増などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、豪雪により災害救助法が適用になったことによる災害救助費県負担金の増。歳出で、豪雪災害救助のための作業報酬、職員時間外勤務手当、消耗品費、修繕料、燃料費、通信運搬費、要援護世帯除排雪委託料、除雪機械借上料の増などがございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、旧外丸小学校に係る除雪作業委託料及び除雪機械借上料の増、竜神の館に係る一般作業報酬の減、除雪機械借上料の増などがございます。

建設課関係では、歳出で、除雪隊報酬の増、除雪機械修繕料及び燃料費の増などがございます。

教育委員会関係では、歳出で、保育園除雪機械借上料の増、教員住宅除雪作業報酬及び除雪機械借上料の増、小学校除雪作業報酬及び小中学校除雪機械借上料の増、マウンテンパーク津南スキー場関係修繕料の増、スキー場駐車場除雪委託料の増などがございます。

それぞれ緊急を要するため、2月10日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

副町長（根津和博）、福祉保健課長（野崎 健）、観光地域づくり課長（村山詳吾）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

多分、総務課だと思うのですが、副町長だと思います。2点、お伺いいたします。

総務管理費の一般管理費の中で燃料費増が180万円上がってございますね。これは当然、灯油等を急ぎよ購入したので燃料費増というかたちになると思います。では、今まで使っていたボイラーの燃料費、重油だと思うのですが、これが3か月間くらい停止するわけですから、当然、そちらのほうでマイナス補正をかけなければいけない。使わないのですから。それは今回の3月の補正予算で全然上がっていませんけれども、本来のボイラーに使う燃料費はどのような処理をされたのか、されるのか、それをお聞かせください。

それともう1点、消防費も総務課だと思うのですが、災害対策費で雪捨て場の管理委託料100万円が上がっています。我々、いろいろと建設業界との懇談会の中で（要望があったとおり、町に対して）、「雪捨て場を設けてほしい。」という要望をしていましたけれども、町としては、「雪捨て場は指定しておりません。」と。はっきり言えば、自分たちで勝手にどこか適当な所に捨ててくださいというような内容だったと思うのです。今回、雪捨て場を設置して100万円出したということは、何に使っているのか。多分、誘導員か何かの人件費かなと思ってもいるのですが、それにしてもすごく金額が高いのですけれども、どこに設置して、何に使ったかということ。

この2点です。専決処分なので、当然、我々は承認しますが、その辺は明確にしていきたいと思えます。

以上です。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

まず、前段の質疑ですが、重油の関係なのだと思います。重油も休んではおるのですが、重油の1月からの冬の料金、かなり寒かったので、止まっている期間もあるのですが、どの程度かまだ清算しておりません。それで3月の補正にも載ってい

ません。あまりに金額が多いようであれば、3月の最終議会で補正するかもしれませんが、今のところ、決算状況を見ながら対応させていただきたいと思います。

あと、2点目の雪捨て場についてです。詳細につきましては建設課のほうで雪捨て場の管理をしているのですが、誘導員の配置とか、機械の配備等をしているのだと思います。もし、追加説明があれば、建設課長からお願いします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

雪捨て場の経費についてでございます。雪捨て場の経費は、業者のほうへその管理委託料としてお支払いするのですが、内容的には、機械の借上げとか、除雪のタイヤドーザの料金とオペレーターの料金となっております。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

重油の件は分かりましたけれども、いずれにしても、余れば補正予算を掛けていただかなければいけないし、掛けなければ、いつものとおり不用額になって繰越金増なんていう話になりますので、その辺、注視していただきたい。

雪捨て場の場合、オペレーターというのは重機のオペレーターですか。私の質疑に1点、お答えされていないのです。どこに設置しましたかというのをお願いします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

失礼しました。雪捨て場の場所なのですが、これは前回もそうだったのですが、信濃川橋の割野側の橋のもと、その所へタイヤドーザを配置しております。そこを使用していただければと思います。

議長（恩田 稔）

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

1点、お願いします。災害救助法の適用になったということではありますが、災害救助費というのは民生費の4項にだけ上がっております。ほかに土木費、道路橋梁費と消防費、それから、各課に渡って災害関係と見られるものがありますが、財源的にはもうこれ以上、民生費の4項しか見込めないものでしょうか。そこだけ教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

歳入につきましては基準額がございますので、1件40万円、世帯で40万円、それを基に計算しております。先般の国会議員の先生方、国土交通省等が来られた時に、その40万円の基準は、期間が長くなって1回の雪掘りで済まない所も出てくるので、柔軟に対応することなのですけれども、これは県とも協議しなくてはいけないので、とりあえず歳入は今のところ、この民生費のところだけで載せていただいております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

災害救助の関係ですが、10日まで災害救助法が適用になっています。まだその最中ですので、今後もまた更に緊急で災害救助の補正が出るかもしれませんね。3月いっぱい予想が付きませんが、重機やダンプカーなどの除排雪機械、これは今回の災害救助法の中でどのくらい使われたか。それから、マンパワーということでオペレーターも配備したと思うのですが、その辺の人数・件数があったら教えてください。

それから、ひとり暮らしの方の除雪なのですが、要援護世帯で家族が町内にいる場合は、対象にならないことがずっとあります。そういう家庭であっても、その家族が、子どもさんが町内にいても、この大雪のなかで除雪は自分の所も間に合わない、仕事も除雪の仕事をしているとなると、親の家まで手が届かないというのがあります。いまだにものすごい雪が屋根に残っているのです。その辺は、この災害救助法にもありますけれど、柔軟に対応してほしいと思います。今回、私どもは県のほうにも要請したのですが、「自治体に現場の実情を訴えれば柔軟に対応できる。」というような回答もありますので、その辺、どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

前段の御質疑なのですけれども、これから災害救助法の実績を県のほうに申請するところで、何人オペレーターを使ったり、機械をどのくらい使ったりというのが出てきますので、今、この段階で何人・何台ということはお答えはできません。機械でしか屋根の雪が除雪できない所は、当然、機械も使っていると思うのですけれども、実績としては、今のところは報告ができません。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

災害救助法の関係についての御質疑でございます。今ほど、議員のお話がありましたように、基本的に平時の町の要援護世帯の除雪事業におきましては、町内、あるいは近隣自治体に親族がいる場合は対象としないということで運用させていただいているところでございます。今般、災害救助法に基づきまして、いわゆる屋根雪等が人命に関わるような状態、具体的には県のほうで、下と屋根がもうつながっているような状態、あるいは出入口が塞がっているような状態、人命に関わるような状態におきましては、いわゆる緊急を要する場合であるので柔軟に対応するようというかたちで、県の防災局のほうからもメールが総務課経由で来ているところでございます。そういったなかで今般、追加で。先ほど、私のほうで数字をお話しさせていただきましたけれども、そのなかで、本来であれば、町内に御親族がいますけれども、この状況のお話を聞いたなかで対象としたケースも幾つかございます。いずれにしましても、地元の民生委員さんも回っていただいておりますし、あるいは、相談があった場合については福祉班の職員が実際に現場を見に行き確認をしたりさせていただいておりますけれども、何せ全てのお宅を確認することは不可能に近いところでございますので、そういった方につきましては、従来から御本人、あるいは民生員さん、あるいは、例えばその方が障害等をお持ちであれば、その相談員さん等々の方から個別に御相談いただき、現場を確認したなかで、個々の状況に基づき判断をさせていただいているところでございます。災害救助法は10日までということでございますけれども、もし、そのような方がいらっしゃいましたら、また個々に御相談頂ければと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

現場を確認していただいていると思うのですが、中には目の届かない所もあったりしますので、これからもぜひ、建設課なり総務課なりで巡回をして、そういう状態になっているか確認していただきたいと思っております。

今回、国会議員の方も見えたということですので、どういうふうな要請をして、どういうふうなお答えがあったのか、この災害救助法に関しても何か情報があれば、私もその情報を知りたいと思っております。どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

災害救助法は3月10日までですので、町のほうもパトロールを強化させていただきますし、もし、議員のほうもそういう情報を掴んだら、御一報いただければと思います。

2点目の御質疑なのですが、国会議員の方と国土交通省、北陸地方整備局等が来た時には、当然、この豪雪に対する財政的な支援、以前から言われている災害救助法の弾力的な運用、社会資本整備総合交付金が満額届いていないので、そこら辺の手当等を中心に要望させていただきました。それぞれ議長、副議長、各委員長も出席されていますし、私どもも要望書はありますので、もし、必要であれば、議員から私のほうに来ていただければ写しをお渡ししたいと思います。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

では、1点だけお聞きします。除雪機械借上料の金額が大小いろいろあるわけですが、具体的に除雪機械というのはどういう車種をお借りしているのか、どこからお借りしているのか、その辺をお聞かせください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回、それぞれ担当課で除雪機械の借上料等上げておりましたが、総務課のほうでは、どの機械でどの業者から等は把握しておりません。例えば、商工費機械借上料が載っておりますし、あと、教育費等でも借上料が載っていますが、そこら辺がもし分かれば、それぞれ担当課でお願いします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

当課の関係ですけれども、いわゆるユンボを借りて除排雪をしております。町内業者のほうからお借りしてございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

教育委員会関係も、今ほど、観光地域づくり課長からお話がありましたが、ユンボを借りたり、ダンプを借りたりということで、除排雪をする時に町内業者から借りているということでございます。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

今、町内の業者からお借りするということは、リース会社、あるいは建設会社、これほどちらかなのですか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

当課で依頼したのは、町内の建設業者でございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

教育委員会関係もほとんど町内の建設会社となっております。

議長（恩田 稔）

4番、関谷一男議員。

（4番）関谷一男

最後になりますが、建設業者さんは機械だけお貸しするということがあるのですか。例えば、オペレーター付きとか、そこら辺もこの借上料の中に金額が含まれているのか、お聞かせください。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

オペレーター付きで借り上げております。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

私どもとしては、いないものですから、オペレーターも含めて、そういったことを一括で全て借上料とともにオペレーターも含めてお願いしているということです。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 2

承認第2号 専決処分の承認について（令和6年度津南町一般会計補正予算（第16号））

議長（恩田 稔）

承認第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第2号につきましては、1月末からの豪雪に伴う除排雪に係る経費の負担軽減措置として、集落に支援金を支給するため、所要額の補正について、2月25日付けで専決処分をしたものでございます。

主なものを御説明申し上げます。

全て総務課関係となりますが、歳入で、豪雪等対策基金繰入金の増。歳出で、除雪対策集落支援金の増となります。

細部につきましては、副町長が御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

副町長（根津和博）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

1点、勉強不足で教えていただきたいのですが、この度、歳入のほうで基金繰入れをされています。これは御説明いただいたように、この豪雪による緊急ということで、基金繰入れをしているのですが、その前段でもう1個補正をした時は繰越金を充てていますよね。これも中身としては、基金のほうでも該当するのではないかと思うのですが、この辺の繰越金の。繰越金はもう無いわけではないと思うのでけれども、繰越金、繰入金の判断は、どういう基準でしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

何か法令的に決まった基準というのは無いのですけれども、令和7年度の留保財源を考えていくに当たって、これからの令和7年度からに係る補正予算等を考えていくに当たり、今回の部分は一般財源というか繰越金等ではなくて、基金でやらせていただくほうが来年度以降の予算にも柔軟に対応できるという考え方から、今回は基金で処分をさせていただきました。どのときにこれを処分する、この大雪のときはこの基金を使う、このときは留保財源を使う、そういう明確な基準はございません。

議長 (恩田 稔)

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

そうすると、令和6年度では前年度の繰越金があって、それを消化しているわけですが、この繰越金はあるだけ全部消化するわけですよ。できるだけ令和6年度の歳出を浮かせて、次年度にまた繰り越すために、所々繰入金を使うという判断でよろしいのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

ただ今の議員の考え方も一つでございます。令和7年度も当然かなりの補正があったり、災害等ももしかしたらあるかもしれませんので、そのための財源として、繰越金は一応取っておきたいという考え方で、今回は基金から対応させていただくというところでございます。

議長 (恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号は承認することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 3

同意第1号 津南町教育委員会委員任命の同意について

議長（恩田 稔）

同意第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町教育委員会委員の太平義弘氏が令和7年4月2日をもって任期満了を迎えることから、再度、任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

太平氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、教育委員として適任であると考えておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第1号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

—（議場を閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員は11名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、滝沢萌子議員及び7番、風巻光明議員を指名いたします。

議長（恩田 稔）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（恩田 稔）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（恩田 稔）

開票の結果を申し上げます。投票総数 11 票。うち、有効投票 11 票、無効投票 0 票。有効投票中、賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり全員賛成です。

よって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（議場を開場）—

日 程 第 4

同意第 2 号 監査委員の選任同意について

議長（恩田 稔）

同意第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

監査委員の藤ノ木勤氏が令和 7 年 3 月 31 日付けをもって任期満了を迎えることから、再度、任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

藤ノ木氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、監査委員として適任であると考えておりますので、御同意賜りますようお願いいたします。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 2 号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

—（議場を閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員は 11 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、村山郁夫議員及び 8 番、石田タマエ議員を指名いたします。

議長（恩田 稔）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなしませ

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（恩田 稔）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（恩田 稔）

開票の結果を申し上げます。投票総数 11 票。うち、有効投票 11 票。無効投票 0 票。有効投票中、賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり全員賛成です。

よって、同意第 2 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（議場を開場）—

日 程 第 5

議案第3号 津南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 6

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第3号及び議案第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第3号及び議案第4号を一括して御説明申し上げます。

刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁固が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、関係する条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第3号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

議案第3号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第4号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

議案第4号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第5号 津南町空き家等の適切な管理に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

空き家等の適切な管理について、所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、適切な管理に対し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

細部につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

— (以下、資料に沿って細部の説明を行う。) —

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

6番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

特に反対するわけではないのですが、これに関しては、所有者があるという前提での条例かと思えます。今後、恐らく増えてくるであろう相続放棄された家、建物等も現在でも出てきているのですが、それに関する規定等々はありませんか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

相続放棄等をされていても、そこに管理する方がいれば、当然、その方にいろいろな指導とか命令とかをしていくわけでございます。誰も管理しなくて、町民の生命・財産、例え

ば隣の家に危険を及ぼす場合は、最終的には略式代執行というかたちで所有者等が分からなくても、そこら辺の処分はしていかなければならないもので、これは国の特別措置法でも定めているところでございますけれども、町のほうでもそれに準じてやらせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

12 月の臨時議会でも空き家に対して保全措置の予算が少し出たかと思えます。そういったものが今後、必ず発生してくると思うのですが、それに関して何か規定も何も無いような気がするのです。いかがなのでしょう。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

規定というか、これは国の特別措置法でどうやって処理していくか、やっていくかと定めておきまして、例えば、そこに空き家が出てきた場合、空き家の定義もここに書いてあるのですが、まずは最初は指導というかたちで「空き家の保全についてこういう状態なので」と文書で指導していきまして、それに従わない場合は勧告というかたち、その後には命令、最後に代執行というかたち、これは国のほうでそういうやり方で書いてありますので、ここに規定されているというところでございます。今回の大割野の当該物件につきましては、隣の住家に危険を及ぼす恐れがあるということで、町のほうで緊急的に最低限の対応をさせていただいたところでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

8 条の所の確認をさせてください。この協議会というのは、何かあった場合に協議していくのか、それとも、定期的に 1 年に 1 回とかやっていくのか。きっとこの空き家問題については、今後、かなりいろいろな問題が発生してくると思われるので、定期的にやったほうが良いのかなとは個人的には考えるのですが、この条例上では「協議会を定める」ということくらいでしか載っていないので、この頻度とか、どんなときに作るのかとかを確認させてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

協議会は、要綱のほうに委任（の関係を記載）しておりまして、この条例が可決された後は、この要綱も告示をするわけでございますけれども、一応、協議会につきましては、空き家等対策計画の作成および変更並びに実施に関する事、その他、空き家等に関する施策の推進に関する事、ここら辺の事務の所作をするようなかたちで進めたいと思っております。委員は10人以内で組織をするということで、これは町長が委嘱しますけれども、学識経験者、関係団体に属する者、その他町長が必要と認める者です。協議会の回数をどのくらいしていくかはまだ定めておりませんが、これからだんだん空き家も、毎年増えているという状況でございますので、この協議会メンバーの中には建築業者とか解体業者、司法書士、銀行、議員からもお願いしたいと思っております。そこら辺の構成メンバーを考えておりまして、そこら辺のなかで回数等についても定めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第6号 津南町犯罪被害者等支援条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるとともに、見舞金の支給等について規定するため、新たに条例を制定するものでございます。

細部につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

この条例は、犯罪という言葉一括りでやっているわけなのですが、犯罪というのはいろいろあります。民法上の犯罪、刑事訴訟法上の犯罪、あるいは道路交通法上の犯罪、また、児童福祉法による犯罪、こういろいろあるわけですが、こういったものの法律を全て網羅したものをこの文書で犯罪と捉えておるのですか。その辺、範囲が広いので、この「犯罪」という一言で済ませてもよく分からないのですけれども。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

これは委任のほうで詳しく載せるのですけれども、いわゆる犯罪行為につきましては、「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）」というところで、一応「犯罪」を刑法の中に準じるようなかたちで定めております。ただし、この犯罪の行為について、「警察に被害が認知されており、かつ当該認知の事実が警察等の関係機関への照会により町長が確認できるものに限る。」ということで定めたいと考えております。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

今、早口でよく分からなかったのですけれど。飛行機の中の犯罪とか列車の事故というような説明だったので、そういう感じなのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

すみません。早口で申し訳なかったです。「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」ということ

で、日本国内はもとより国外にあっても日本の船とか飛行機の中でそういう犯罪が行われても、この該当になるという取り決めでございます。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

すみません。理解力が無くて申し訳ないのですけれど、単純に道路交通法に違反したといえば、交通事故の被害者等々も該当するということですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

これが刑法に定める罪になれば、該当になるのかなと思います。例えば、考えられるのがあおり行為とかで事故があったときは、多分罪に問われて、その被害者は、これに該当するのかなという感じがいたします。ただ、道路交通法だけで、例えば罰金刑とかというのは刑法に該当するかどうか、そこら辺はそれぞれの事案によって変わってくるかと思うのですけれども、一応、刑法に定める行為というところで定めているところでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 9

議案第7号 津南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南町特別職の職員で非常勤の者の報酬について、賃金や物価の変動を考慮し、報酬単価を増額するため、条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

議案第7号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

議案第8号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、新給与表への切替え、扶養手当の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第8号について採決いたします。

議案第8号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 11

議案第9号 津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が示され、対応する民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされたことから、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を活用しやすい勤務環境の整備等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

議案第10号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、町条例の参照先等の整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第10号について採決いたします。

議案第10号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

議案第 11 号 津南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 14

議案第 12 号 津南町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日 程 第 15

議案第 16 号 津南町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

日 程 第 16

議案第 17 号 津南町貸農園宿泊施設の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議長（恩田 稔）

議案第 11 号から議案第 17 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 16 号及び議案第 17 号を一括して説明申し上げます。

公簿図面の写しの交付の手数料、町営駐車場の 1 日当たりの使用料、高齢者コミュニティセンターの使用料、津南町貸農園宿泊施設の使用料を改定するため、それぞれ規定する条例について所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

税務町民課長（小島孝之）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

農林振興課の最後の貸農園ですけれども、結東の貸農園宿泊施設の本来の目的は、都会から農業をしに来て、1 週間とか泊まってやるという、そういう人たちのために格安で泊まれるように国の補助を使って建設したと思うのです。そういった本来の目的で現在使っておられますか。その辺をお聞きします。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

現在の実情を申しますと、1名の方がかたくりの宿の職員、あと1名の方が地域おこし協力隊ということです。当初、一番最初に入られた方も地域おこし協力隊でありましたけれども、農地を管理するということで農地も若干準備してあり、そちらのほうで作付けはしていた経緯はありますが、現在は全くそのようなかたちにはなっていないというのが実情でございます。

議長（恩田 稔）

7番、風巻光明議員。

（7番）風巻光明

かたくりの宿の人も泊まっているとすると、かたくりの宿は泊まれないから、ここの貸農園にわざわざ泊っている。何が言いたいかというと、ここはかなり格安にしてあるのですよ、民間に比べれば半額くらいで。そういった本来の目的でなければ、今回は値段を上げますけれども、民間のアパートとのバランスが悪いなという感じがするので。本来の目的で使用する人があまりいなかったということです。農業をしに来て、1週間か1か月泊まるというような。そういうことでよろしいですかという質疑です。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

実際問題として議員おっしゃるとおりで、実際に農業をしに来て、例えば1か月間いらっしやるとか、そういう方の申し出は無かったというのが実情でございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第11号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第11号について採決いたします。

議案第11号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 12 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 12 号について採決いたします。

議案第 12 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 16 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 16 号について採決いたします。

議案第 16 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 17 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 17

議案第 13 号 津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日 程 第 18

議案第 14 号 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 13 号及び議案第 14 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 13 号及び議案第 14 号を一括して説明申し上げます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われ、両省令を引用する規定の変更を行うため、関係する条例を改正するものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

ちょっと教えてください。指定地域密着型サービス事業の人員という部分で、片方は 29 名以下という人員の設定があるのですが、もう片方の予防サービスに関しては人員の設定に関する記述が無いので、この人員というのは職員の数なのか、それともサービスを受ける方の数なのかというのを教えていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

こちらの地域密着型サービスのほうでは、人数を 29 人以下としております。こちらは、地域密着型特別養護老人ホームの条例で定める人数ということでございまして、予防の認定の方は、特養のほうには法的に入所ができないということでございますので、予防のほうには規定としてはしてございません。

議長（恩田 稔）

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

では、この条例に該当するサービス事業者というのは津南町で言うと、教えていただけるようであれば、どこら辺になるのでしょうか。

議長（恩田 稔）
福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

地域密着型サービスの事業所ということでございますので、認知症のグループホーム、小規模多機能型介護サービス、認知症のデイサービス、地域密着型特養と言われている3施設がございますけれども、そちらが該当するということでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—
質疑を終結いたします。
討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第13号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
議案第13号について採決いたします。
議案第13号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第14号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
議案第14号について採決いたします。
議案第14号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。 —（午前11時58分）—
—（休憩）—
会議を再開いたします。 —（午後1時00分）—

日 程 第 19

議案第15号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第15号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布されたことから、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額と後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げ及び保険料減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第15号について採決いたします。

議案第15号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 20

議案第18号 津南町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第18号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が改められたことから、資格について定める条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 18 号について採決いたします。

議案第 18 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 21

議案第 19 号 津南町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 19 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本年 10 月 1 日に開館する予定の津南町埋蔵文化財センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

細部につきましては、教育委員会次長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

(6番) 筒井秀樹

先般、埋蔵文化財センターに関しては、ジオパークの機能というか、ジオパークのガイド的な部分も若干入っているという話ではあったのですが、この条例を見ると、その辺の観光とかジオパーク等々が全く無い状況で、しないということで認識しているのか。民具も多少展示するようなかたちであったかと思うのですが、それに関する条例もなかなというところで、いかがですか。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

これにつきましては、全員協議会でも同じような御質疑が出たかなと思ってございます。当施設は、あくまでも埋蔵文化財センターという位置付けのなかで、今回、条例制定させていただくというものでございます。今ほどの説明、あるいは議員の御指摘のとおり、以前からジオパークの拠点の施設の一翼を担うという説明もしてきました。ただ、その時もジオパーク準備室長からお話があったと思うのですが、この条例上は、あくまでもこれは埋蔵文化財センターでありまして、この辺が国のいろいろな事情等々も含めまして、なかなかジオパークという明言をここにしっかりと記載することが難しいという状況もございます。先ほどの事業の（説明）で、「その他のセンターの設置目的及び達成するために必要な事業」というなかで、議員も御理解いただければ有り難いと。その他の民具等々も含めまして、そのようなことで御理解いただければ有り難いと思ってございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第19号について採決いたします。

議案第19号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 22

議案第20号 津南町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第20号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南病院の病床数を変更するとともに条例中で規定する診療科目について現状に対応させるため、条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

伺います。産婦人科がもう開設の予定が立たないということで廃止することには全く異議は無いのですが、この糖尿病内科というものは、今、現実には内科の中で専門外来みたいなかたちでやっているかと思えます。あえてこうして糖尿病内科とすることによって、現状と改めて科とするメリット・デメリットみたいなものを教えていただければ有り難いです。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

まず、糖尿病内科につきましては、病院内では糖尿病・生活習慣病内科という表示をしております。こちらにつきましては、対外的に標榜する場合には県の許可が必要となります。国の分類の中では当院で使用している表示が標榜できないというなかで、糖尿病内科という届出を県にはしてございます。そういったなかで、デメリット的には、対外的な表示が院内で表示しているこの表示ができないというところがございます。メリット的には、現在、専門外来として内科の診療室では行ってございません。実際、2階の診療室で行っております。今後、この診療枠を拡大していくような検討もしております。事実、患者様も大勢おります。そういったなかで、今後、この診療科目は重要なものだということで認識してございます。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

糖尿病内科として、対外的にPRがどんどんできるというような意味合いで受け取っているのでしょうか。ただ、懸念されることは、やっぱり糖尿病の専門医がまたいなくなったようなときには、この科ができないということになるのかと思うのです。今、副院長先生がきっと御専門でおられると思うのですが、副院長先生も定年間近だとおっしゃっているなかで、あえてまたこうやって科を増やす。むしろ、科を整理しなければならない時期ではないかと思っているところなのですが、また増やすということがどうもこれからの病院の方向付けというところから見てもどうなのかなと思うのですが。

議長 (恩田 稔)

病院事務長。

病院事務長 (小林 武)

この糖尿病内科は、現在、議員おっしゃるとおり、副院長の佐野先生が主に行っております。そのほか、大学からも主任教授の先生が来られています。そういったなかで、病院の経営的なところは、その礎を担っていただいている。単価についても収益についても、この糖尿病内科は、特段、飛び抜けたところがございませぬ。今後もこちらの科を盛り立てていけるような、そんな方針で行きたいと思っております。

議長 (恩田 稔)

9番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

45床から40床、そして、一般病床が無くなって、包括ケア病床にするという報道がありましたよね。もう住民から何件か電話が来ました。この40床にするということは、職員にどのように周知したのでしょうか。いつの時期に周知させましたか。

それから、40床にしてスタッフの配置。私も一般質問で聞いていますけれど、退職者はいないか、新たな就職者はいないか。

そして、現在、人手不足というのは無いのか。「現場の実態を知らないんじゃないの。」という声がありましたけれど、どうですか。

議長 (恩田 稔)

病院事務長。

病院事務長 (小林 武)

病院の今後につきまして、外来、病棟、病床、こちらにつきまして、職員説明会を2月初旬に行わせていただいております。

また、退職者、入職者につきましては、このことを理由として退職していただく方はおりませぬ。こちらにつきましては、正職員、会計年度任用職員ともにございませぬ。ただ、勤務時間等々の調整はさせていただいた職員はいます。そして、入職につきましては、こ

ちらの関係で入職というかたちではございません。来年度、新規採用ということで1名入職する予定でございます。

現場のことを知らないのではないかとすることはございますが、院内の運営会議、あるいは経営推進部会等々で検討を重ねた結果、このようなかたちをとったということでございます。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

最初に病院事務長が説明された、国県から給付金が給付される、その対応ができるようにするということですが、この科に対して給付があるのか、診療科が一つ増えたということで給付されるのか、病床が減ったから給付金が出るのか。教えてください。

それと、2月初旬に説明したということで、それを聞いたからということなのでしょうけれど、一般病床が無くなるということに非常にショックを受けて、若い看護師はいろいろ考えているようです。病院事務長の所にはまだ情報が無いかもしれませんが、非常に厳しくなるのではないかと考えています。どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

まず、国県の給付、あるいは支援事業につきましては、科に対して助成があるということではございません。こちらは、消滅した病床数につきましては、1床当たり410万4,000円が支援されるという情報でございました。

そして、区分によるのですけれども、急性期病床、回復期病床という区分の中では、津南病院が担う役割ということなかで、一般病床よりも包括ケア病床という選択をさせていただいているというところでございます。5床につきましては、町長答弁にもありまして、併せて、今後行うであろう3階の利活用等々も含めた、こういった対応をさせていただきたいと思っております。

離職に関しましては、私の耳には入っていない状態でございます。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

いろいろお聞きしたいことはありますけれども、また総括質疑で取り上げたいと思います。

私が一番心配しているのは、40床になって災害時や感染症がまん延したとき、本当にそれで賄えるのか。さらに、介護医療院という話がありましたので、その関係でも。総括質疑

をさせていただきますけれども、非常に心配している住民の方が多くいらっしゃいます。
以上です。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 2 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 23

議案第 21 号 令和 6 年度津南町一般会計補正予算（第 17 号）

日 程 第 24

議案第 22 号 令和 6 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 25

議案第 23 号 令和 6 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 26

議案第 24 号 令和 6 年度津南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 27

議案第 25 号 令和 6 年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 28

議案第 26 号 令和 6 年度津南町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

議長（恩田 稔）

議案第 21 号から議案第 26 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 21 号から議案第 26 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、普通地方交付税の増、新しい地方経済生活環境創

生国交付金の増、事務移譲県交付金の減、地域の移動手段確保支援事業費県補助金の増、衆議院議員総選挙費県委託金の減、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金預金利子の増、ふるさと支援まちづくり寄附金企業版の増、前年度繰越金の増、新潟県市町村振興協会交付金の増、公共事業債の減、緊急自然災害防止対策事業債の増、過疎対策事業債の増、災害復旧事業債の減、一般補助施設整備等事業債の増。歳出で、庁舎電気料の増、事務移譲交付金返還金の増、事務機器購入費の増、金融機関取扱手数料の減、町用自動車燃料費及び自動車重量税の増、役場庁舎防犯カメラ設置工事費等の増、減債基金積立金の増、定額減税補足給付金関係会計年度任用職員人件費等の減、ニュー・グリーンピア津南運営支援基金積立金及び利子積立金の増、企業版ふるさと納税事務委託料の増、衆議院議員総選挙関係事務費等の総額の減及び科目間調整、農林業センサスに係る科目間調整、交付金を活用した避難所用消耗品費、トイレカー購入費、防災倉庫整備工事費、備品購入費等の増、災害復旧事業債元金償還金の増、町債利子の減などでございます。

福祉保健課関係では、歳入で、子ども・子育て支援事業費国庫補助金の増、不妊・不育症治療費助成事業県補助金の増、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金の増。歳出で、要援護世帯融雪屋根燃料費補助金の増、介護保険特別会計操出金の増、電算委託料の増、補助金返還金の増などでございます。

農林振興課関係では、歳入で、県農林水産業総合振興事業補助金の減、機構集積協力金交付金の増、有害鳥獣捕獲担い手緊急確保対策県補助金の増、雑水山第二発電所施設管理運営基金及び農業振興基金預金利子の増、補助金返還金の増。歳出で、農業振興基金及び雑水山第二発電所施設管理運営基金預金利子積立金の増、鳥獣対策及び林業振興に係る地域おこし協力隊事業費の減、県単農林水産業総合振興事業補助金の減、機構集積協力金交付金の増、国営造成施設管理体制整備促進事業負担金の増などでございます。

観光地域づくり課関係では、財源変更です。

建設課関係では、歳入で、農地農業用施設災害復旧事業分担金の減、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の減、道路橋梁費関係国庫補助金の減、住宅費除雪関係国庫及び県補助金の減、農地農業用施設災害復旧費県補助金の増。歳出で、簡易水道事業会計繰出金の増、林道補修事業費の工事費の減、町道改良舗装工事費の減、除雪機械購入費の減、克雪住まいづくり支援事業及び雪下ろし安全対策支援事業補助金の減、農業用施設災害及び道路橋梁災害復旧工事費の減などでございます。

教育委員会関係では、歳入で、埋蔵文化財調査事業国庫補助金及び埋蔵文化財保存活用整備事業国庫補助金の減、埋蔵文化財調査事業県委託金の減。歳出で、保育所通園費補助金の増、保育士報酬の減、職員時間外勤務手当の増、公務用パソコン使用料の減、小学校電気料の増、小中学校防犯カメラ購入費の増、小中学校自動車借上料の減、小学校要保護及び準要保護児童就学援助費扶助の増、小学校給食調理員報酬及び小中学校給食調理員派遣委託料の減、中学校修繕料の増、津南中等教育学校通学費補助金の増、人材育成事業報償費の増、文化財保護関係地域おこし協力隊設置事業費及び一般作業報酬の減、遺跡発掘調査委託料及び遺跡調査写真測量等委託料の減などでございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、県普通交付金の増。歳出で、療養給付費及び高額療養費の増でございす。

介護保険特別会計では、歳入で、事業費国庫交付金、一般会計事務費等繰入金、前年度繰

越金の増。歳出で、システム改修委託料、介護予防ケアマネジメント事業費、保険者負担金、審査手数料の増でございます。

簡易水道事業会計では、収益的支出の支出で、メーター検針報酬の増、メーター検針委託料の減。資本的収入の収入で、元金償還分繰入金の増でございます。

特定環境保全公共下水道事業会計では、資本的収入の収入で、出資金の増、他会計補助金の減でございます。

農業集落排水事業会計では、資本的収入の収入で、出資金の増、他会計補助金の減でございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

副町長（根津和博）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

換気のため、2時50分まで休憩いたします。 —（午後2時38分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後2時50分）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

一般会計について、1点だけ教えてください。11ページ、歳入の雑入で補助金の返還金が農林県単令和2年度の1法人分が返還ということであります。金額からすると、農林県単ということであれば相当の金額、すなわち事業が全く行われなかったかというくらいの金額かと思いますが、これはどのような理由か。といいますのは、農業者、農業法人というのは、生き残りをかけて一生懸命行政等をお願いをして、事業を進めるために補助金等を願ってくるわけですが、それに関して、もし、町の指導力不足というような状況でその事業がつぶれたとか、あるいは農業者をうまく指導することができなかったという状況があったかどうかを心配するところでございますので、差し支えなければ、その理由をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

令和2年度に事業を導入して、実際、物的には集出荷施設、キャベツの収穫機等を補助

事業で導入いたしました。ですが、資金繰りの関係から倒産しまして、まだ償却期間があることから、その分の返還になります。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

まず、鳥獣被害対策、これの報告書の誤りというのがありましたが、県の支出金の所の131万3,000円というのが単純にその金額がその数字ではないとは思いますが。先ほど、御説明の中では「不足分は歳出で」というような御説明をいただいたかと思うのですが、私が聞き逃したのかもしれない、その歳出の所を見てもどこにあるのか分からないので、それを教えていただきたいのが1点です。

あと、何か所かに、地域おこし協力隊を当てにしていたけれどもいらなくなった、ということで減額が多く出てきているのですけれども、地域おこし協力隊を予定していたのが来なくなったということで、それに代わる人が入ったわけではなくて、結局、事業量が落ちたという意味合いでしょうか。人が1人来てこの事業をやるという計画が、1人来なくなった。それは、ほかでみんな賄いきれたのであれば。教育委員会の報告だと、結構それは職員で賄ったという言い方なのではけれども。結局、減員したことによって、事業量が目標の額よりも少なかったということなのか。また、特に教育委員会では、人件費の減額が結構多いのですが、予算の段階でそれらがもう少しシビアにできないものだったのか。その辺を教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

1点目の事務移譲交付金関係の鳥獣保護の歳出部分なのではけれども、歳出は、13ページの総務管理費の一般管理費の中の22節、償還金利子及び割引料の670万円、この部分が歳出の返還金となっております。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

処理件数の間違いの件なのではけれども、実際に例を挙げますと、令和4年の回答が343件というのが間違った回答でして、本来回答すべきは19回ということで、令和4年度でこれだけの差がございます。

また、地域おこし協力隊に対します御質疑ですが、鳥獣に特化したというかたちで、事業縮小している部分がございます。例えば、ドローンを導入して実際に飛ばしていただいて、イノシシの群れを見つけるとか、そういうかたちでも対応したかったという意図もあ

りまして、また、在任期間中に猟友会に入っただけであれば、メンバーの確保もできるかなということで、地域おこし協力隊の募集をさせていただきました。

議長（恩田 稔）
教育次長。

教育次長（高橋昌史）

はじめに、地域おこし協力隊です。こちらは、先ほど申し上げましたとおり、遺跡の発掘調査の補助、出土遺物の整理作業に係る地域おこし協力隊ということで募集をさせていただきました。今現在も文化財班のほうに文化財専門員を置きながら、事業を鋭意行っているところでございます。文化財専門員の正職員も採用したりしてはいるのですが、そのなかで、諸事情によって、あるいは個人の都合等々によって、退職をされている職員もおります。そういったなかで、その部分を確保できればよろしいのしょうけれども、やはりなかなかすぐには確保できないということもございます。そういったなかで、地域おこし協力隊にそういった部分を担っていただく。これも一般的な方というよりも、やはり専門性があるものですから、そういった方をひとつお願いしたいと思っているところでございます。加えて、議員の皆様も御承知のとおり、これから県のほ場整備も始まっていくということで、これは今言ったように専門性があるものですから、すぐに来てすぐにできるということではないので、ある程度、専門的なところであっても、やはり1年、2年を掛けてこの町の中で育てていくという時間も必要なものですから、そこも含めて、そういった地域おこし協力隊に頼らざるを得ない部分もあるということもございます。ただ、また現場の話も聞きながら、可能であれば、私どもとしては今後、正職員でその部分を募集して採用するなかで、手当ができれば良いと思っています。ただ、この文化財専門員も本当に全国で足りないくらいでありまして、なかなか正職員として採用することが難しいという現実もございますので、そこは議員のほうからも御理解いただければと思っております。

それから、保育園関係です。こちら精査をしておるのですが、今回、本当に緊急で会計年度任用職員さんが長期の療養休暇に入ってしまったということで、その分で大きく減額をせざるを得なかった部分。それから、先ほど申し上げましたが、正職員の中で新任保育士を賄えれば良いのですが、場合によっては配置の関係で、どうしても保育園で会計年度任用職員から新任保育士を賄っていただかなければならない場合がたまにあるのです。そうすると、その部分の報酬を見ておかなければいけないのですが、今年度につきましては、正職員が新任保育士を賄うなかで保育ができたということで、その部分も含めて減額をさせていただくというものであります。

議長（恩田 稔）
8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

鳥獣被害のほうは理解できました。ありがとうございました。

今、教育委員会のほうで縷々御説明をいただいて、事情も本当に分かるのですけれども、

要は結局、緊急事態で休んでしまった。それをなんとか正職員で賄えたということだと、では、賄えるのではないかというところもやっぱり思うわけですよね。保育士の場合は、そこ辺りの事情があるのかもしれないのですけれども、例えば、教育委員会の小学校や中学校でも自動車の借上料も庁舎の中でやり繰りしてできたという額も非常に大きくなっているのです。これらが予算組みの段階で、もう少しその辺をきちんと精査できなかったものかと思うのです。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

予算は予算として盛らせていただき、事業を実際に今年度やってきたなかで、例えば、今ほどの自動車につきましても、本来であれば校外学習のところを民間にお願いしてバスを借り上げて行くのですけれども、町でもスクールバスの運転手がいるものですから、そのスクールバスの運転手にお願いをして。これは都合が悪ければ駄目ですし、また、いろんな事業が重複していれば、その方に頼んでも駄目な場合には、当然、民間委託をお願いしなければいけない部分もあります。たまたまそういった機会を捉えたり、町の運転手がいて都合が付くのであれば、そういった方をお願いをしたということで、私どもとしては、なるべく事業費や経費の削減に努めたことということで御理解いただければ有り難いと思っています。

保育士関係も御案内のとおり、正職員が半数、会計年度任用職員が半数。ただ、それだけでは本当に足りていない。そこにパート職員、早朝・居残り、こういった方々にお願いするなかで、今は本当になんとかこうとか回っている状況です。なおかつ、正職員も1人当たり（の仕事量が多く）、保育園の大小はありますけれども、それぞれの保育士が本当に一生懸命になって、その足りなかった部分、療養休暇を頂かなければならないような職員の代わりの部分も正職員が賄ったり、あるいは、保育園の中で異動をして、それぞれ熟練した保育士を異動したりするなかで、なんとかこうとか保育を一生懸命やってもらっているという状況です。できれば、そういった環境の改善ということも含めて、今後、保育士を配置していきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

日々、現場では非常にいろいろ難儀をされていることはよく分かります。ですが、今こうして全体で歳入見直しだ、支出の見直しだということをやっているなかで、例えば、歳入で手数料を値上げすれば住民負担が増えてくるわけですよね。こういう状況のなかで、こうやって大きな額が最終的になんとかやり繰りできたということで出てくると、そこ辺りが非常にどうなのだろうと思ひまして、言わせていただきました。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

それでは、3 点、お願いします。

まず、1 点目、8 ページの総務課になると思うのですが、新しい地方経済生活環境創生交付金の所で、防災機能の強化をするということ为先ほど説明いただいたのですが、ほかに何かメニューはあったのかということをお聞きしたいと思います。そこに併せて、20 ページから 21 ページにかけて、その交付金を活用して消耗品、パーティションだったり簡易ベッド、また、21 ページの施設の整備、セントラル型の防災倉庫、トイレカーなどということだったのですけれども、なぜそれが必要だとなって購入しようとしているのか、お聞かせいただければと思います。もう 1 点、防災倉庫はどこに建てようとしているのか、もし決まっていたら教えてください。

2 点目ですが、今ほどの石田議員と重複しますけれども、地域おこし協力隊の減額がすぐ目立つというなかで、予算時点では教育委員会も農林振興課も森林組合への募集も、結局 3 人駄目になっているという認識で、当初は絶対に必要だからと言って予算を上げたけれども、結果的には来てもらえなかったと。募集はどのように行ったのかというのを確認のためお願いします。

最後、これも確認ですが、20 ページの建設課になります。備品購入費の除雪機械購入費減の 1,080 万 8,000 円は、ロータリ除雪車を購入したけれども、その余り分がこの 1,080 万 8,000 円だったかという確認をさせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

それでは、冒頭の新しい地方経済生活環境整備創生交付金に関する御質疑にお答えいたします。

ほかのメニュー等も当然ありましたが、とりあえず津南町に今回必要なところは、この防災関係ということで挙げさせていただいたところでございます。

今回、整備する予定のものがトイレカーが 2 台、テント式のパーティション 200 張り、簡易ベッドが 300 台、段ボールベッド 50 台、ジェットヒーター 10 台、ポータブル電源 12 台、防災倉庫 1 棟なのですけれども、昨年 1 月 1 日の能登半島地震等を見て、やっぱり避難場所ではいかに快適に過ごしていただけるかというのが一番大切な所だと思っていて、それを中心にパーティションとか簡易ベッド、段ボールベッド等を設置する、その目的で第一義は避難所の運営に関するもので設置させていただきます。トイレカーも、やっぱり避難所は特に女性のトイレが今までの過去の阪神大震災等を見てくると、かなり不衛生というところもあります。これを 2 台だけでどの程度環境が良くなるかなのですけれども、水洗式になりますので、これを取りあえず 2 台設置して、避難所等、災害時の発災直後の環境整備に努めていきたいということで整備をさせていただきます。

あと、3点目の防災倉庫の場所なのですけれども、今のところ、美雪町に町有地があるので、そこに設置する予定であります。

議長（恩田 稔）
農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

地域おこし協力隊に関する御質疑です。募集につきましては、総務課のほうで行っておりますので、どういう募集方法をしているかというのは、現時点でお答えできない状況です。

また、地域おこし協力隊で農林の分野で盛ったものについては、近年、イノシシに限らず個体数が増加しているということで、猟友会からの要望もございました。地域おこし協力隊を入れてイノシシの巣を見つけるのが個体数を減らすのに良いのではないかとということで、地域おこし協力隊を募集させていただきました。

また、森林組合さんの分は、今、森林を整備する方が実際に職業安定所のほうに募集を掛けても来ないような状況でして、地域おこし協力隊ということで、例えば3年間学んでいただいて、実際に間伐であったり林の手入れをしていただきたいということで募集を掛けさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（恩田 稔）
副町長。

副町長（根津和博）

すみません。地域おこし協力隊の募集は、確か「JOIN（ジョイン）」という地域おこし協力隊専用のホームページがありまして、そこに登録させていただいて募集を掛けているのですけれども、やっぱり全国の、特にこういう地方の自治体についてはかなり地域おこし協力隊の募集があつて、何百件もずらつとなっている中で津南町を目立たせることもなかなか難しいという状況がありますので、ここら辺もまた今後、検討していかなければならないのかなと考えているところでございます。

議長（恩田 稔）
教育次長。

教育次長（高橋昌史）

募集については、今ほど、副町長のほうからお話があつたとおりでございます。実は、私どものこの遺跡発掘調査の補助、公募したなかで、いろいろな説明を聞きたいということで総務課のほうに照会があり、実際にこちらの町に来てもらって、いろいろこういう事業をしていただくというお仕事の内容まで説明をして、来ていただけるかなんていう人が1人いたのですが、事情で少し難しいというようなお断りの電話が総務課に入ったという

ことで、期待をしておったのですが、駄目になった経過もございます。

議長（恩田 稔）

建設課長。

建設課長（鴨井栄一郎）

機械購入費についてでございます。こちらはロータリ除雪車の経費でございまして、今年、入札しまして、請負差額によります減額でございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

先ほどの防災の関係で、消耗品のパーティションだったり簡易ベッドやジェットヒーターは、各地域の避難所に置くのか、それとも、今、美雪町を案にしているセントラル型の防災倉庫に入れるのかというのを確認したくて。例えば、たまに旧外丸小学校を学校開放で使うときに、ステージの横に置いてあったりとか、そういうものが何かあったときにしか出せない、出すことがないものが山積みにおいてあるというようなことがきっと各学校でも同じことが起きていて、そのように保管するのか、はたまた1か所に集めておいて、そこから持っていくようにするのかというのはどのように考えているのか、確認をさせてください。

あと、地域おこし協力隊のほうは、今、そういうサイトがあるのではないかななんて思っていたらあったということなのですけれど、そもそも隊員のなり手不足があるのかどうか。もしかして、前までは結構引く手あまたではないですけれど、地域おこし協力隊になる方はいたのかなと思っております。最近、そうあまり感じなくなっていて、その点、行政の皆さんのほうが感度があると思うので、地域おこし協力隊のなり手不足みたいなものがあるのであれば、きっとこれはやり方を考えないといけないというのと、JOINという所だけでなく、何か届ける方法というのは考えてやってみたのかということも確認させてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今回、このトイレカーは美雪町の町営住宅に設置いたしますけれども、ほかのパーティションとか簡易ベッド、ほかの避難所にどのように設置するかはまだ私のほうで把握していませんので、防災担当のほうにまた確認したいと思います。

地域おこし協力隊につきましては、今のところ町では JOIN での公募しかしていなくて、全国的に地域おこし協力隊は増えているのですけれども、ただ、以前に比べると、私の感覚的にはなり手不足になっているのかなというところが。それは、募集するほうはかなり

多くなってきているというところもあるのかなと思っております。

議長（恩田 稔）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

1 点です。防犯カメラについてお伺いします。庁舎と小学校と中学校、各台数も違いますが、性能といいますか、機能は同じものが付くのでしょうか。モニターとか録画とか。また、代金のほうも工賃で変わっているということなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

防犯カメラなのですけれども、役場のほうは、正面玄関と職員玄関とトイレ側の非常用出入口、ここの3台を設置させていただきまして、ネットワークカメラのドーム型というものとネットワークビデオのレコーダー、液晶モニター、防犯カメラの標識等を整備させていただくなかで、配線機器の取付工事がかなり距離が長いので、総務課の部分は工事請負費というところで科目を挙げさせていただきました。細かいところは、これから仕様書を作るので詳細はまだ不明ですけれども、1台当たり20万円弱のドーム型のカメラを予定しております。ほかの課がどのような見積りをとっているか分からないのですけれども、総務課はそのような状況でございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

今ほど、副町長からお話があったところと被るところがありますけれども、私どもは、小学校については津南小学校の正面玄関に1台設置をしたいと思っています。それから、芦ヶ崎小学校、上郷小学校については、今現在もう1台設置をしてあるということで確認が取れています。津南中学校は2台ということで、正面玄関と社会体育の玄関の入口にも1台ということです。これは、現場の先生方の意見を聞きながら、より適当な場所に設置をしたいと思っています。性能等々については、先ほど副町長からお話があったとおりでございますが、今後、仕様書等々によって、また細かく決めていきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

9 番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

3点ほど、お願いします。

物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、これは令和6年度の補正予算ですけれど、前回の説明では、また令和7年度の事業に繰り越すという予定だという話でした。今回、災害救助の面でもいろいろ使えるメニューですので、これは令和7年度はどのくらい使うのか教えてください。残りはどのくらいあるのかということです。

それと、農林振興課の農地の機構集積協力金ですが、説明では4集落ということで、その4集落を聞かせてください。71haと聞いていますけれど。

それともう1点、一般質問でもしました。ニュー・グリーンピア津南で今回、6,700万円ほど上がっています。この間の答弁では、中央監視装置ということとスキー場に使って修繕するのだというお話がありましたけれど、監視装置が大体どのくらいするのか、修繕はスキー場のほうにはどのくらいなのか、ざっと教えてください。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

令和7年度に使う物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金は、約4,100万円を予定しております。これは令和7年度の当初予算に乗っております。総務課は(合同常任委員会は)明後日でしょうか。そこら辺で詳しく説明をさせていただきますので、内容については、そちらで説明させてください。

ニュー・グリーンピア津南の関係ですけれども、中央監視装置がおおよそ5,000万円です。昨年からの継続事業になりますので、5,000万円です。ほかに、当然、利用客に迷惑が掛からない程度の最低限の補修を予定しております。

議長 (恩田 稔)

農林振興課長。

農林振興課長 (太田 昌)

機構集積協力金の関係でございますが、4地域ということで御説明させていただいたのですが、上野、岡・谷内、津原、穴山の4地域になりますので、集落的に言うと5集落になるかと思えます。

議長 (恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長 (恩田 稔)

議案第21号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 21 号について採決いたします。

議案第 21 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 22 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 22 号について採決いたします。

議案第 22 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 23 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 23 号について採決いたします。

議案第 23 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 24 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 24 号について採決いたします。

議案第 24 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 25 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 25 号について採決いたします。

議案第 25 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 26 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 26 号について採決いたします。

議案第 26 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

— (全員起立) —

日 程 第 29

議案第 27 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 30

議案第 28 号 津南町減債基金の処分について

日 程 第 31

議案第 29 号 津南町簡易水道事業運営基金の処分について

日 程 第 32

議案第 30 号 令和 7 年度津南町一般会計予算

日 程 第 33

議案第 31 号 令和 7 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 34

議案第 32 号 令和 7 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 35

議案第 33 号 令和 7 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 36

議案第 34 号 令和 7 年度津南町簡易水道事業会計予算

日 程 第 37

議案第 35 号 令和 7 年度津南町特定環境保全公共下水道事業会計予算

日 程 第 38

議案第 36 号 令和 7 年度津南町農業集落排水事業会計予算

日 程 第 39

議案第 37 号 令和 7 年度津南町病院事業会計予算

議長（恩田 稔）

議案第 27 号から議案第 37 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 27 号から議案第 37 号まで一括して説明申し上げます。

令和 7 年度の予算規模につきましては、一般会計で 81 億 3,600 万円、対前年度比 6.14% の増、各特別会計及び各事業会計では、総額で 57 億 6,232 万円、対前年度比 2.26% の減となり、一般会計・特別会計・事業会計を合わせた総予算額では、138 億 9,832 万円、対前年度比 2.49% の増となりました。各予算の主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

令和 7 年度の一般会計予算及び各特別会計及び各事業会計予算につきましては、十分な御審議を賜り御承認くださるようお願い申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できますよう、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から 3 月 12 日まで休会とし、4 日と 5 日を委員会審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、明日から 3 月 12 日まで休会することに決定いたしました。

3 月 13 日は定刻の午前 10 時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後 3 時 26 分）—